議案第 30 号

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和 7 年 6 月11日提出

熊取町長 藤 原 敏 司

提案理由

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和7年内閣府令第7号) 及び児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第109号)が公布されたことに伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものです。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第12号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(保育所等との連携)

第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次の各号に掲げる事項(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者(以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。)にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項)に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(保育所等との連携)

第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次の各号に掲げる事項(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者(以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。)にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項)に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、 保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、 助言その他の保育の内容に関する<u>支援(次項において「保育内</u> 容支援」という。)を実施すること。
- (2) (略)
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
- 2 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る 連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の 各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の 規定を適用しないこととすることができる。
 - <u>(1)</u> <u>家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に</u> 確保すること。
 - <u>(2)</u> 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
 - <u>ア</u> 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されているこ

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、 保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、 助言その他の保育の内容に関する支援を行う

こと。

(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

「新設)

<u>ک</u> .

- <u>イ</u> 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じ ないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
- 4 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>いずれかを満たす</u>ときは、<u>第1項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保 した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認 めること。
 - ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - <u>イ</u> 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じない ようにするための措置が講じられていること。
 - (2) 町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の 確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連 携協力者の確保が著しく困難であること。

[新設]

- 2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) <u>次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じ</u>ないようにするための措置が講じられていること。

- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。
 - (1) <u>家庭的保育事業者等</u> が家庭的保育事業等を行う場所 又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の 場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保</u> 育事業A型事業者等

(2) (略)

6 · 7 (略)

(食事の提供の特例)

第17条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。以下この条において同じ。)は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。以下この項において同じ。)に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必

- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) <u>当該家庭的保育事業者等</u>が家庭的保育事業等を行う場所 又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の 場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>第28条に</u> 規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は 事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業AA 型事業者等」という。)

(2) (略)

<u>4・5</u> (略)

(食事の提供の特例)

第17条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。以下この条において同じ。)は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。以下この項において同じ。)に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必

要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) (略)
- (2) 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、町等の 栄養士<u>又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点から の指導が受けられる体制にある等、栄養士<u>又は管理栄養士</u>によ る必要な配慮が行われること。
- (3) から(5) まで(略)
- 2 (略)

附則

(連携施設に関する経過措置)

4 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) (略)
- (2) 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、町等の 栄養士_____により、献立等について栄養の観点から の指導が受けられる体制にある等、栄養士_____によ る必要な配慮が行われること。
- (3) から(5) まで(略)
- 2 (略)

附則

(連携施設に関する経過措置)

4 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。